平成２４年９月２５日（火曜日）第３回定例会

〇出席議員（１８名）

１番	髙橋勝文	議員	２番	阿部　清	議員
３番	遠藤智与子	議員	４番	後藤健一郎	議員
５番	太田芳彦	議員	６番	國井輝明	議員
７番	沖津一博	議員	８番	工藤吉雄	議員
９番	杉沼孝司	議員	１０番	辻　登代子	議員
１１番	荒木春吉	議員	１２番	木村寿太郎	議員
１３番	新宮征一	議員	１４番	佐藤良一	議員
１５番	内藤　明	議員	１６番	川越孝男	議員
１７番	那須　稔	議員	１８番	鴨田俊廣	議員

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邉滿夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
髙子　武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
舩田一彦	税務課長	安彦　浩	市民生活課長
冨澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併）農業委員会事務局長	宮川　徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者（兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員事務局長		

〇事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤　肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子　亘	総務係長

議事日程第５号　　　　　　　　　　第３回定例会
平成２４年９月２５日（火曜日）　　決算特別委員会終了後開議

再　　開
（予算特別委員会付託関係）
日程第　１　議第５６号　平成２４年度寒河江市一般会計補正予算（第２号）
〃　　２　予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　　３　質疑・討論・採決

（決算特別委員会付託関係）
日程第　４　認第　１号　平成２３年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃　　５　認第　２号　平成２３年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃　　６　認第　３号　平成２３年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃　　７　認第　４号　平成２３年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃　　８　認第　５号　平成２３年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃　　９　認第　６号　平成２３年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃　１０　認第　７号　平成２３年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃　１１　認第　８号　平成２３年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
〃　１２　認第　９号　平成２３年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃　１３　認第１０号　平成２３年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
〃　１４　決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　１５　質疑・討論・採決

（総務文教常任委員会付託関係）
日程第１６　議第６４号　寒河江市防災会議条例及び寒河江市災害対策本部条例の一部改正について
〃　１７　請願第３号　地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
〃　１８　請願第４号　少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書の提出に関する請願
〃　１９　総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　２０　質疑・討論・採決

（厚生常任委員会付託関係）
日程第２１　議第５８号　平成２４年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
〃　２２　議第５９号　平成２４年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第１号）
〃　２３　議第６１号　寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について

〃　２４　議第６５号　山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
〃　２５　請願第５号　Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎患者の救済を求める意見書の提出に関する請願
〃　２６　請願第６号　脳脊髄液減少症の医療に係る意見書の提出に関する請願
〃　２７　厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　２８　質疑・討論・採決

（建設経済常任委員会付託関係）
日程第２９　議第５７号　平成２４年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
〃　３０　議第６０号　平成２４年度寒河江市水道事業会計補正予算（第１号）
〃　３１　議第６２号　寒河江市都市公園条例の一部改正について
〃　３２　議第６３号　寒河江市水道給水条例の一部改正について
〃　３３　議第６６号　社会資本整備総合交付金　公共下水道８－１号幹線（雨水）２４－１工区工事請負契約の締結について
〃　３４　建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　３５　質疑・討論・採決

日程第３６　議会案第７号　地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
〃　３７　議会案第８号　少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書の提出について
〃　３８　議会案第９号　脳脊髄液減少症の医療に係る意見書の提出について
〃　３９　議案説明
〃　４０　質疑・討論・採決
閉　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第５号に同じ

再　　開　　午前１１時００分

○髙橋勝文議長　おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長　登壇〕

○沖津一博議会運営委員長　おはようございます。

本日の会議運営については、去る９月24日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。追加議案は議会案第７号、議会案第８号及び議会案第９号の３案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第36、議会案第７号から日程第38、議会案第９号までの３案件を一括上程した後、日程第39で議案説明、日程第40で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ御報告といたします。

○髙橋勝文議長　お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第５号によって進めてまいります。

議　案　上　程

○髙橋勝文議長　日程第１、議第56号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○髙橋勝文議長　日程第２、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤　明予算特別委員長　登壇〕

○内藤　明予算特別委員長　予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第56号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第２号）であります。

９月11日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い討論を終結し、採決に入りました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**髙橋勝文議長**　日程第３、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第56号に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり可決することに決しました。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　次に、日程第４、認第１号から日程第13、認第10号までの10案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**髙橋勝文議長**　日程第14、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長の報告を求めます。荒木決算特別委員長。

〔荒木春吉決算特別委員長　登壇〕

○**荒木春吉決算特別委員長**　決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、認第１号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第２号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第３号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第４号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第５号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第６号平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第７号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第８号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第９号平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、認第10号平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、であります。

９月11日、委員全員出席、当局からは市長を初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、10案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会

に分担付託し審査することにいたしました。
　各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告がありました。
　各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。
　最初に、認第２号、認第３号、認第７号、認第８号、認第９号及び認第10号の６案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。
　次に、認第１号、認第４号、認第５号、認第６号の４案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。
　以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**高橋勝文議長**　日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。
　ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
　これにて質疑を終結いたします。
　討論に入ります。討論はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
　討論を終結いたします。
　これより採決に入ります。
　委員長報告中、御異議のありました４案件を除く認第２号、認第３号、認第７号、認第８号、認第９号及び認第10号の６案件を一括して採決いたします。
　ただいまの６案件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。
　６案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、認第２号、認第３号、認第７号、認第８号、認第９号及び認第10号の６案件は原案のとおり認定することに決しました。
　次に、認第１号を起立によって採決いたします。
　本案に対する委員長報告は認定であります。
　本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
　　〔賛成議員　起立〕
　起立多数であります。
　よって、認第１号は原案のとおり認定することに決しました。
　次に、認第４号を起立によって採決いたします。
　本案に対する委員長報告は認定であります。
　本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって、認第４号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第５号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって、認第５号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第６号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって、認第６号は原案のとおり認定することに決しました。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　日程第16、議第64号から日程第18、請願第４号までの３案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**髙橋勝文議長**　日程第19、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻　登代子総務文教常任委員長　登壇〕

○**辻　登代子総務文教常任委員長**　総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は９月19日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第64号、請願第３号及び請願第４号の３案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第64号寒河江市防災会議条例及び寒河江市災害対策本部条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「学識経験のある者というのは、例えばどういう方をいうのか」の問いがあり、当局より、「ボランティアで災害現場で活動された方を考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第３号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書

記による請願文書朗読の後、審査に入りました。
主な内容を申しあげます。
委員より、「願意妥当だと思いますので、ぜひ採択をしていただきたい」との意見がありました。
討論を終結し、採決の結果、請願第３号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。
次に、請願第３号が採択されましたので、担当書記による意見書（案）朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって議会案を提出することに決しました。
次に、請願第４号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。
主な内容を申しあげます。
委員より、「願意妥当」との意見がありました。
討論を終結し、採決の結果、請願第４号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。
次に、請願第４号が採択されましたので、担当書記による意見書（案）朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって議会案を提出することに決しました。
以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**髙橋勝文議長**　日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
議第64号並びに請願第３号及び請願第４号の３案件を一括して採決いたします。
ただいまの３案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。
３案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第64号は原案のとおり可決し、請願第３号及び請願第４号は採択とすることに決しました。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　日程第21、議第58号から日程第26、請願第６号までの６案件を一括議題といたしま

す。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**髙橋勝文議長**　日程第27、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

〔國井輝明厚生常任委員長　登壇〕

○**國井輝明厚生常任委員長**　厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は９月18日、委員全員出席し再開いたしました。

付託されました案件は、議第58号、議第59号、議第61号、議第65号、請願第５号、請願第６号の６案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第58号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より、「今年３月に外国人登録法の改正による印鑑条例の一部改正を可決し、７月９日から実施されているが、今回の規約の一部変更は10月31日施行となっている。３カ月ほどのずれがあるが支障はないのか」との問いがあり、当局より、「広域連合の規約変更ですので、各自治体で議決を行い、10月31日施行としています。県市町村課との協議に基づき議案を上程しておりますので、問題はありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第５号Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎患者の救済を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「請願の趣旨は理解できるが、内容については詳細を調査・研究する必要があると思うので、継続審査にするべきである」との意見がありました。

委員より、「寒河江市内においてＢ型肝炎患者が62名、Ｃ型肝炎患者が540名おり苦しんでいる。請願の主眼は苦しんでいる人を助けるための法的制度をつくり救済してほしいということなので、請願を通すべきである」との意見がありました。

継続審査について諮ったところ、多数をもって継続審査とすべきものと決しました。

次に、請願第６号脳脊髄液減少症の医療に係る意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「請願項目に医療費の窓口負担無料化にしてほしいとあるが、保険適用にすることが先なのではないか」との意見がありました。
委員より、「苦しんでいる人の治療に役立てられるように保険適用してほしいという願意であるし、いずれは医療費窓口負担無料化も視野に入れるべきなので、２つの請願項目を通していただきたい」との意見がありました。
討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。
次に、請願第６号が採択されましたので、担当書記による意見書（案）朗読の後、質疑に入りました。
委員より、「体験を含めた構成になっており、請願らしい文書に直して意見書を提出することが望ましい。「交通事故によって」から「この人に限らず」までは削除するべきである。請願の内容については、「脳脊髄減少症の治療として、地域の病院で治療を受けられるようにしてください」というのと、「医療の裁量に基づく治療環境の保険制度を見直し、ブラッドパッチ治療について一日も早く保険適用を行ってください」という２つの内容がいいのではないか」との意見がありました。
委員より、「意見書案のとおりに意見書を提出していただきたいという思いはあるが、一部だけでも願意妥当ということであれば、修正することもやぶさかではない」との意見がありました。
討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。
以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

〇**髙橋勝文議長**　日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
委員長報告中、継続審査となりました請願第５号を除く議第58号、議第59号、議第61号、議第65号及び請願第６号の５案件を一括して採決いたします。
ただいまの５案に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。
ただいまの５案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第58号、議第59号、議第61号及び議第65号は原案のとおり可決とし、請願第６号は採択とすることに決しました。

次に、請願第５号を起立により採決いたします。
本案件に対する委員長報告は継続審査でありますので、本案件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成議員　起立〕
起立多数であります。
よって、請願第５号は継続審査とすることに決しました。
なお、本案件について厚生常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。厚生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、請願第５号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　次に、日程第29、議第57号から日程第33、議第66号までの５案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**髙橋勝文議長**　日程第34、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。
〔工藤吉雄建設経済常任委員長　登壇〕
○**工藤吉雄建設経済常任委員長**　建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。
本委員会は９月12日、委員全員出席し開会いたしました。
付託されました案件は、議第57号、議第60号、議第62号、議第63号、議第66号の５案件であります。
審査の都合上、最初に議第63号の審査を行い、終了後に議第57号、議第60号、議第62号、議第66号と審査を行うことを諮り、異議なくそのように決しました。
順を追って審査の内容を申しあげます。
初めに、議第63号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。
主な質疑を申しあげます。
委員より、「水道法施行規則第12条第１項第１号で料金はおおむね３カ年を通して設定すべきというふうにされているが、本市は５年６カ月となっている。この期間は法律的に問題ないのか」との問いがあり、当局より、「日本水道協会で作成している水道料金の算定要領では、料金算定期間はおおむね３年から５年を基準としております。６カ月多くなりますが、これは村山広域水道から

の受水が29年度まで協定を結んでいるため、それに合わせた形で算定させていただきましたので、御理解を賜りたい」との答弁がありました。
委員より、「一般家庭で使うものとそうでないものと単価で差をつけることが法的に許されないのか」との問いがあり、当局より、「料金の考え方として使用水量の多い少ないにかかわらず、水道水の供給というサービスの原価に見合う料金を公平に支払っていただくということが原則というふうに理解しております」との答弁がありました。
討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議第57号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議第60号平成24年度寒河江市水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議第62号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。
主な質疑を申しあげます。
委員より、「25年度から料金徴収となるが、そうした場合、年間の収支はどれくらいを見ているのか」との問いがあり、当局より、「料金設定はポンプの電気代を基本にしており、電気代を25万500円ということで想定しました。これに基づき逆算をし、年間の想定利用者数で試算すると25万5,800円になり、収支が合う料金設定にしております」との答弁がありました。
委員より、「多目的水面広場には教育委員会の施設もあるが、管理の部分で教育委員会との関係は」との問いがあり、当局より、「運動施設については生涯学習課ですが、公園内の施設は建設管理課で指定管理することになります。今後、教育財産から行政財産に移行して一括管理できるようにと考えております」との答弁がありました。討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議第66号社会資本整備総合交付金　公共下水道８－１号幹線（雨水）24－１工区工事請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**髙橋勝文議長**　日程第35、これより質疑・討論・採決に入ります。
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。川越議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。川越議員、議第何号に対する討論ですか。

○**川越孝男議員**　議第63号について反対の立場での討論です。
○**髙橋勝文議長**　そのほかに討論はありませんか。杉沼議員。
○**杉沼孝司議員**　議第63号に対する賛成の討論です。
○**髙橋勝文議長**　ほかに。
　　　（「なし」と呼ぶ者あり）
○**髙橋勝文議長**　初めに、反対討論について川越議員の発言を許します。
　　　〔１６番　川越孝男議員　登壇〕
○**川越孝男議員**　ただいま議題になっています議第63号寒河江市水道給水条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。
　私は、内部留保資金を利用者に還元すること、いわゆる料金を引き下げることには大賛成であります。もっと早い段階で実施すべきだったと思います。
　しかし、今回の改正内容には問題があります。
　現行の水道料金は平成３年度から始まる村山広域水道からの責任受水に対応するために、22.9％の水道料金を引き上げる条例改正を平成２年12月定例議会で議決したのであります。その後、２回にわたる村山広域水道からの受水単価の引き下げが行われました。またこの間、黒字決算を続け10億円の内部留保資金となっています。これまでの再三にわたる料金を引き下げるべきだとの提案し、市当局は、第４次拡張整備費に充当したいとして21年間、料金の見直しをしませんでした。その結果、県内13市中、家庭用水道料金は最も高く、一方、事業用に使われる大口利用者の水道料金は最も安いランクになっています。
　このように21年間、見直しをしない当局のやり方は、水道法第14条の第２項第１号「料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らして公正妥当なものであること」と定められています。この公正妥当なものとして同法施行規則第12条第１項第１号で「料金がおおむね３年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」と定められています。
　このことから見て問題であります。当局の認識を改めるべきだと思います。
　私が賛成できず反対する理由は、１つに、生活弱者に対する配慮がされていないことです。市当局は生活弱者に対する配慮は本来、水道料金ではやるべきでなく、福祉施策の中で実施すべきと言っています。ところが、県内では寒河江市を除く12市全体で行われています。
　２つには、今回の改正でも一般家庭用が高く、事業用に使用される大口に利用する場合の水道料金が割安になっています。この差がさらに拡大することです。
　今回の改正は県内13市の比較で安いほうからの順位と13市の平均水道料金を１とした場合の比較で見ると、一般家庭用水道料金が口径13ミリメートルの場合、１カ月10立方メートルを使用した場合で見ますと、最下位から10位になり、1.25倍が1.1倍になります。口径20ミリメートルの場合、10立方メートル使用で最下位から12位であります。そして、1.5倍から1.2倍となるのに、大口の場合は口径50ミリの場合で１カ月1,500立方メートル使用で現在２位から１位になり、0.74から0.72となります。口径150ミリメートルの場合でも２万立方メートルの水量を使用した場合、２位からトップとなり、同じく0.74から0.72であります。１カ月当たりの13市の平均料金との差額が136万8,050円となります。１カ月の差額であります。これは定率料金である従量料金を、寒河江市は公正の原則を理由に一律として従量料金制度を設けていないためであります。

ところが、寒河江市以外の12市全てで従量料金制度をとっています。その結果、市民生活に使用する一般家庭用と経済行為として使用する大口利用の水道料金には相互間の負担の公平性が図られています。

そして、その法的な根拠としては、前述の水道法及び同法施行規則第12条第１項第３号では、「料金が水道の需要者相互間の負担の公平性を勘案して設定されたものであること」とされているからであります。さらに第６項では、「厚生労働大臣に届けなければならない」と定められています。

そのことからすれば、他市でやっている制度は合法的なものと思います。寒河江市当局の他市と全く違った見解には疑問であり、納得できません。

したがって、私は水道料金については、今後、市民感覚を持ち、他市同様に市民の立場に立った水道経営なり、施策が展開できるように問題点を指摘し、市民の皆さんや同僚議員の皆さんの御理解を願って反対討論といたします。

○**髙橋勝文議長**　次に、賛成討論について杉沼議員の発言を許します。

〔９番　杉沼孝司議員　登壇〕

○**杉沼孝司議員**　私は議第63号寒河江市水道給水条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本市の水道事業の財政状況は、平成12年の村山広域水道の受水単価の引き下げ、さらに平成20年度の引き下げ等により、利益剰余金の残高が年々増加してまいりました。

これらの剰余金は、施設の維持強化、さらに配水池の増設や老朽管の更新といった第４次拡張事業費等に充てるため、これまで水道料金の改定は見送ってきました。

しかし、今日までに約10億円ほどの剰余金残高となったこと、またことし３月に策定された寒河江市水道ビジョンの中で適正な水道料金の検討を行うとされたことを受け、ことしの６月に寒河江市水道事業経営問題審議会に諮問を行い、７月に答申を得、これらを踏まえて水道事業の財政計画の再検討を行い、市民生活に十分配慮した公平、公正な水道料金の改定を行ったものであります。

水道料金は使用水量の多少にかかわらず使用水量に基づき公平に配分し、地方公営企業の料金の原則に沿ったものであります。

私はこのたびの給水条例の一部改正については、議第60号水道事業会計に関する補正予算においては可決されており、原案を妥当と認め、賛成するものであります。

○**髙橋勝文議長**　これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。委員長報告中、御異議のありました議第63号を除く議第57号、議第60号、議第62号及び議第66号の４案件を一括して採決いたします。ただいまの４案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

ただいまの４案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第57号、議第60号、議第62号及び議第66号は原案のとおり可決とすることに決しました。

次に、議第63号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成議員　起立〕
起立多数であります。
よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　次に、日程第36、議会案第７号から日程第38、議会案第９号までの３案件を一括議題といたします

議　案　説　明

○**髙橋勝文議長**　日程第39、議案説明であります。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議会案第７号から議会案第９号までの３案件につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。川越議員。
○**川越孝男議員**　ルール的には議会案については議案の説明省略というふうになっているんですけれども、議会案第９号についてなんです。後ほど議案は配付になっておりますので、これで意見書の部分の「記」の上にこうこうこういうふうな状況があるということで、「よって、下記事項について要請します」とか、「よって、下記事項の実現を求めます」とかという文言が入って公式に議長名で出るわけでありますから、議会案７号、８号と同様に文言を入れるべきだというふうに思うんです。
したがって、ここで言うと修正という形になるんだというふうに思いますけれども、そこら辺が今後、関係機関に、国のほうに意見書を出して問題ないようにきちっとしたものを議会として議決すべきだと思ったんで、ここでお尋ねをしました。あとは議長のほうで取り計らいをお願いをしたいと思います。
○**髙橋勝文議長**　それでは、そのようにということで、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**髙橋勝文議長**　日程第40、これより質疑・討論・採決に入ります。
議会案第７号、議会案第８号及び議会案第９号について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。
これより、議会案第７号から議会案第９号までの３案件を一括して採決いたします。
３案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議会案第７号、議会案第８号及び議会案第９号は原案のとおり可決されました。

閉　　　　会　　　　午前１１時５９分

○**髙橋勝文議長**　これにて平成24年第３回定例会を閉会いたします。
御苦労さまでございました。